

愛川町長選挙 投票日は6月12日(日)です

問 選挙管理委員会事務局 ☎(内線)3225

任期満了に伴い、愛川町長選挙を行います(6月7日告示)。投票日は6月12日(日)です。投票は午前7時から午後8時まで、町内12カ所の投票所で行われ、午後8時45分から即日開票します。身近で大切な選挙です。大切な1票に町政への思いを託すため、投票に行きましょう。

投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、平成16年6月13日以前に生まれ、令和4年3月6日以前に本町に住民登録をし、投票日当日まで引き続き町内に住所がある方です。

投票所

投票所はお住まいの地域によって異なります。投票所入場整理券に投票所の施設名と案内図を記載していますので、ご確認の上お出掛けください。

投票所入場整理券

投票の日時や投票所の場所、期日前投票などのご案内のため、投票所入場整理券を世帯ごとに封書で郵送します。封書1通につき最大で6人までの整理券が同封されていますので、投票の際には自分の氏名が記載されている整理券をお持ちください。

期日前投票の際には、事前に整理券裏面の「期日前投票用請求書(兼宣誓書)」にご記入ください。記載例は宛名台紙の裏面にあります。

整理券は、投票所や期日前投票所での受け付けをスムーズにするためのものです。整理券を無くしてしまった場合でも投票できますので、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、投票所・期日前投票所へお越しください。

期日前投票

やむを得ない理由により、投票日当日に投票所で投票できない方は、投票日前に期日前投票をすることができます。

● 期 間 6月8日(水)～11日(土)

● 場所・時間 役場2階大会議室
午前8時30分～午後8時
(土曜日、昼休みも投票できます)
ラビンプラザ、レディースプラザ
午前9時～午後8時

● 持ち物 投票所入場整理券

不在者投票

次に該当する方は、それぞれの場所で不在者投票をすることができます。詳しくはお問い合わせください。

- 都道府県選挙管理委員会から指定された施設または病院に入所・入院中の方は、その施設または病院で。
- 愛川町以外の市区町村に滞在中の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で。

郵便投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証のいずれかをお持ちの方で、それぞれの要件に該当する方は、郵便による投票ができます。次のいずれかに該当し、郵便投票を希望される方は、事前に手続きが必要ですのでお問い合わせください。

● 身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢または体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級
- 免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級

● 戦傷病者手帳をお持ちの方

- 両下肢または体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症

● 介護保険被保険者証をお持ちの方

- 要介護状態区分が「要介護5」

選挙公報の配布

候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報は、6月9日(木)に新聞各紙の朝刊に折り込みでお届けします。折り込みを行う新聞は、朝日・毎日・読売・産経・日本経済・神奈川・東京新聞の7紙です。なお、選挙公報は役場、ラビンプラザ、レディースプラザなどの公共施設にも置きますので、ご利用ください。また、「広報あいかわ等戸別配布希望者登録制度」をご利用の世帯には、選挙公報を郵送します。



台風などの風水害に備えましょう

問 危機管理室 危機管理班
☎(内線)3782

これから台風や集中豪雨のシーズンを迎えます。災害から自分自身や家族の命を守るため、重要な4つのポイントを確認しましょう。

1 事前にハザードマップで自宅周辺の危険箇所を確認しましょう。

お住まいの地域で災害が起こりやすい場所など、身近な危険箇所を「土砂災害ハザードマップ」や「洪水ハザードマップ」で確認しましょう。

洪水ハザードマップ

土砂災害ハザードマップ

町ホームページでハザードマップを確認してみよう!



2 避難所の確認をしましょう。

避難所や避難経路、危険な場所などを確認し、できれば実際に歩いてみましょう。

3 非常持ち出し袋を準備しましょう。

食料や水、懐中電灯などの必需品のほか、薬やおむつなど非常時に自分や家族に必要なものを入れた非常持ち出し袋を準備しておきましょう。また、その中に感染症対策グッズも入れておきましょう。



4 情報を入手しましょう。

町は、防災行政無線の情報をさまざまな媒体で発信しています。

- 音声自動応答サービス 防災行政無線の内容を、フリーダイヤルで聞くことができます。
☎ 0120(530)310(通話無料)
- 防災行政無線 戸別受信機 屋内で防災行政無線機と同じ放送を聞くことができる戸別受信機を、ご希望の方に有償(1万円)で配布しています。
- SNSや電子メールでも災害・避難情報を発信しています。



愛川町の公式Twitter



愛川町のLINE公式アカウント



愛川町のメール配信サービス



【いざ、避難行動】

いざというとき、命を守る行動に素早く移れるよう、どのタイミングで、家族の誰がどこに避難するか、あらかじめ決めておきましょう。

- 災害発生時に避難の目安として5段階の「警戒レベル」で避難を呼びかけます。発表があったら速やかに命を守る行動をしましょう。

警戒レベル	災害の状況	避難情報
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保
《避難レベル4までに危険な場所から必ず避難》		
4	災害のおそれ高い	避難指示
3	災害のおそれあり	高齢者等避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)

防災士スキルアップ研修会 参加者募集

- 日 時 7月2日(土) 午後1時30分から
- 場 所 福祉センター3階会議室

●対象者

- 日本防災士機構により認定された防災士で、町内に在住、または在勤している方
- 町内各地域の防災指導員の方
- 地域防災活動に関心のある方

- 申し込み 6月27日(月)までに危機管理室へ

来年度採用の町職員を募集します

問 総務課 総務法制班 ☎(内線)3215

受験案内と申込用紙は、総務課で配布(平日の午前9時~正午、午後1時~5時)するほか、町ホームページからダウンロードもできます。

試験区分	受験資格(区分ごとの全ての項目に該当する方)
一般事務職 (大学卒業程度)	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
土木職 (大学卒業程度)	(1) 昭和57年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 (2) 学校教育法に規定する大学、短期大学、高等学校などで、土木職は土木技術、建築職は建築技術の専門課程を履修し、卒業(令和5年3月までに卒業見込みを含む)した方、または同程度の知識(職務経験)を有する方
建築職 (大学卒業程度)	
保健師 (大学卒業程度)	(1) 昭和57年4月2日以降に生まれた方 (2) 保健師の資格を有する方、または令和5年3月までに取得見込みの方
保育士 (短大卒業程度)	(1) 昭和57年4月2日以降に生まれた方 (2) 保育士登録をしている方、または令和5年3月までに登録見込みの方

※詳しくは受験案内でご確認ください。

私たちと一緒に働きませんか



●申込方法

申込用紙に卒業(見込)証明書などを添付の上、総務課へ郵送により提出してください。

●受付期間

6月1日(水)~15日(水)

●第一次試験日

6月26日(日)

●募集人数

いずれの区分も若干名

ご受章おめでとうございます 令和4年 春の叙勲

※このほかの受章者の方々は、国からの伝達スケジュールの関係により、7月1日号でご紹介する予定です。



瑞宝双光章 (地方自治功労)

元・愛川町代表監査委員
馬場正行さん(75歳、中津)

元・町代表監査委員の馬場正行さんが、瑞宝双光章の栄に輝きました。

馬場さんは昭和44年に相模原市役所に入庁し、総務部長、財務部長、保健福祉部長、教育総務部長などを歴任されたほか、平成21年から令和3年まで愛川町代表監査委員を務め、その間、神奈川県町村等監査委員協議会会長や全国町村監査委員協議会理事に就任するなど、地方自治の進展に尽力されました。受章に当たり馬場さんは、「同じ空間で時間を共有した先輩・同僚・後輩を始め、皆さんからのご指導、ご支援の賜であり、唯々感謝です」と話されました。



瑞宝双光章 (社会福祉功労)

特別養護老人ホーム「ミノワホーム」施設長
馬場恵美子さん(71歳、角田)

「ミノワホーム」施設長の馬場恵美子さんが、瑞宝双光章の栄に輝きました。

馬場さんは、平成4年から平成28年まで社会福祉法人愛川寿学会の理事を務められたほか、平成4年から現在に至るまで、同法人が運営する特別養護老人ホーム「ミノワホーム」の施設長を務めるなど、社会福祉の増進に尽力されました。

また、愛川町社会福祉協議会理事および評議員、神奈川県高齢者福祉施設協議会理事、神奈川県福利協会評議員、厚木医療福祉連絡会会長などを歴任し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることのできる社会の実現に大きく貢献されました。



教育委員会表彰 教育・文化振興の功績者を表彰

問 教育総務課 庶務施設班
☎(内線)3613

4月29日、教育や文化の振興に功績のある方を表彰する町教育委員会表彰式が文化会館で行われ、8人の方に佐藤教育長から表彰状を贈りました。

◎社会教育関係

- 麻生光昭さん(半原)
- 吉田 寿さん(中津)
- 甘利敦子さん(半原)
- 小松 勝さん(半原)
- 近藤和也さん(中津)
- 鈴木義彦さん(春日台)

◎文化関係

- 片倉享子さん(大和市)
- 三好容子さん(三増)



令和5年愛川町二十歳のつどい実行委員を募集します

令和5年1月8日(日)に開催する「二十歳のつどい」の企画・運営を行う「愛川町二十歳のつどい実行委員」を募集します。二十歳のつどいを一緒に作りましょう!

問 生涯学習課 青少年教育班☎(内線)3643



- ◎期 間 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれで、積極性があり、当日まで責任を持って委員として活動できる方10人程度。
- ◎活動内容 二十歳のつどいの企画・運営(アトラクションの企画・準備など)。8月ごろから月1回程度、実行委員会を開催し、アトラクションの内容や当日の役割分担などを決めます。
- ◎申し込み方法 6月30日(木)までに生涯学習課へ

いつまでもきれいな河原を！ 「環境美化協力金募金箱」を設置しました

問 環境課 環境対策班 ☎(内線)3512

近年のアウトドアブームにより、中津川河川敷でもキャンプなどの河川遊客が増加していることから、町では、河川利用者に「自分ごと」として河川美化意識を高めてもらうため、田代の河川敷付近に、「環境美化協力金募金箱」を設置しました。

いただいた協力金は、河川環境保全に関する事業に活用させていただきます。



設置した募金箱

両向造林組合の皆さんが「無花粉スギ」を植栽

問 農政課 農政班 ☎(内線)3532

5月15日、両向造林組合(菊地原 孝組合長)の皆さんが、半原地内の町有林で、町内初となる「無花粉スギ」の本格的な植栽を行いました。同組合では伐採後の森林更新のために、宮沢沿いの0.31ヘクタールに全体で約930本の植栽を実施しており、この日は、約30人の組合員の皆さんが約70本の苗木を植え付けるとともに、シカによる食害を防ぐためにプラスチック製の筒を設置しました。



植栽の様子



植栽する小野澤町長



「無花粉スギ」の苗木

「無花粉スギ」は、県が生産している花粉を全く飛散させない品種で、花粉症対策に大きな役割が期待されています。

6月下旬が見頃！ 中津地内水道みち「フラワーロード」

問 道路課 道路管理班 ☎(内線)3412

第2号公園付近の水道みち中央分離帯に植えた約2万本のヒマワリの種が芽吹き、すくすくと成長中です。6月下旬に開花の予定ですので、どうぞ皆さんお楽しみに！



ヒマワリの芽

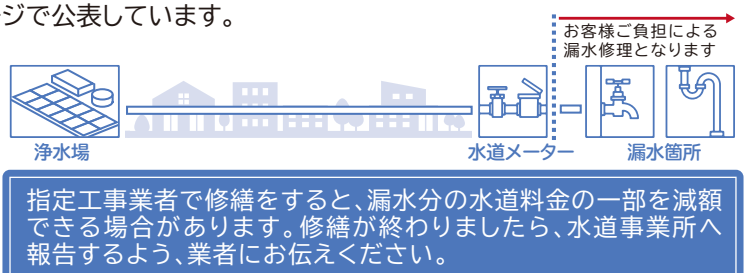
安心・安全でおいしい「町営水道」

問 水道事業所 工務班 ☎(内線)3483

水道事業所では、安全で良質な水道水をお届けするために、水道法に基づいた水質検査計画を策定し、水質検査を実施しており、検査の結果、町営水道の水は全ての項目に適合した安全で良質な水道水であることが確認されています。水質検査計画と水質検査結果は、水道事業所や町ホームページで公表しています。

漏水の修繕は町の指定工事業者で

メーターから宅内側の漏水修繕は、お客様のご負担で、町の指定を受けた工事業者に依頼していただく必要があります。依頼する際には、町ホームページで指定を受けている業者かどうか確認してください。



令和4年度 国民健康保険税のご案内

国民健康保険税の年税額は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計です。令和4年度は基礎課税分、後期高齢者支援金分の課税限度額が増額となります。

国民健康保険税の税率などと課税限度額

		令和3年度	令和4年度	増額分
基礎課税分 0歳～74歳が対象	所得割額※	6.28%	据え置き	—
	均等割額※	20,400円	据え置き	—
	平等割額※	24,000円	据え置き	—
	限度額	630,000円	650,000円	20,000円
後期高齢者支援金分 0歳～74歳が対象	所得割額	2.12%	据え置き	—
	均等割額	6,600円	据え置き	—
	平等割額	8,600円	据え置き	—
	限度額	190,000円	200,000円	10,000円
介護納付金分 40歳～64歳が対象	所得割額	1.65%	据え置き	—
	均等割額	7,000円	据え置き	—
	平等割額	6,000円	据え置き	—
	限度額	170,000円	据え置き	—

※ 所得割額は、世帯に属する国保被保険者の前年中の総所得金額などから基礎控除を差し引いた金額(課税所得)に上記の税率を乗じて求めた金額

※ 均等割額は、加入者(被保険者)1人につき上記の金額

※ 平等割額は、1世帯につき上記の金額

▶ **NEW!** 令和4年度から、未就学児の均等割額が半額となります。



国民健康保険税の減免申請

災害や病気、失業などで生活保護受給者と同等程度の収入状況となった方などで、一時的に国民健康保険税の納付ができなくなってしまった場合は、減免を申請できます。

ただし、審査の結果、一定以上の財産(預貯金のほか、処分可能な不動産や生命保険など)がある方や、単に生活に困窮しているというだけでは減免の対象とはなりませんのでご注意ください。

●申請方法 各納期限の前までに、国保年金課へ

具体的な申請書類などは、事前に国保年金課へお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響による減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした場合は、減免を申請できる場合があります。令和2年2月以降の納期分から令和4年度末までの国民健康保険税が対象となります。

対象世帯は次のとおりです。

- 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などが前年と比較して30%以上減少が見込まれるなど、一定要件に該当する世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業を廃止または失業した世帯

※詳細は、町ホームページをご覧ください。国保年金課へお問い合わせください。

問 国保年金課 収納班 ☎(内線)3382

スマートフォン決済アプリで納付ができます

納付書に印字されているバーコードをスマートフォンで読み取ることで、いつでもどこでも即時に納付ができます。

納付できる決済アプリは

「PayPay」

「LINE Pay」

「PayB」

「はまPay」

「ゆうちょPay」です。



確実・便利な口座振替

口座振替にすると、指定した金融機関の口座から自動的に引き落とされます。

口座振替は、お近くの町指定金融機関で申し込みができます。毎月10日までに申し込むと翌月以降の納期分から口座振替となります。

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した方へ
～国民健康保険税が軽減されます～

倒産・解雇など、勤め先の事情により失業を余儀なくされた場合は、届け出により国民健康保険税が軽減されます。

●対象

65歳未満で離職した方で、離職の翌日からその翌年度末までの期間に次のいずれかに該当する、求職者給付(基本手当)の受給資格を有する方

- 雇用保険の特定受給資格者または、特定理由離職者
雇用保険受給者証の離職コードが
11、12、21、22、23、31、32、33、34の方

●軽減額

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、対象者は、前年の給与所得をその100分の30とみなして算定されます。

●軽減期間 離職の翌日から、その翌年度末まで

●申請方法

公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」をお持ちの上(個人番号を提示できる場合は不要)、国保年金課で手続きをしてください。届出書は国保年金課にあります。